

令和7年5月23日

鹿児島市セーフティネット住宅における孤独死・残置物損害保険事業実施要綱を次のように定める。

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市セーフティネット住宅における孤独死・残置物損害保険事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間賃貸住宅の入居に不安を抱える単身高齢者が、安心して住まいを確保できる環境を整備するため、鹿児島市セーフティネット住宅における孤独死及び残置物に係る保険事業（以下「保険事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大家等 賃貸住宅の住戸を所有する者をいう。
- (2) 戸室内死亡事故 賃貸住宅の住戸において発生した死亡事故（自然死、病死、自死及び犯罪死を含む。）をいう。
- (3) 登録 保険事業の補償対象となる住戸として登録することをいう。

(保険契約)

第3条 市は、保険事業を行うため、登録した住戸（以下「登録住戸」という。）の大家等を被保険者（以下「被保険者」という。）とし、次項に掲げる損害を補償対象とする損害保険（以下「損害保険」という。）契約を保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社（以下「受託事業者」という。）と締結する。

2 損害保険は、登録住戸における戸室内死亡事故を原因として生じた次に掲げる損害を補償するものとする。

- (1) 空室又は家賃の値引きに伴う家賃収入の減少
- (2) 登録住戸内の物的損害に係る原状回復に要する費用
- (3) 遺品整理、相続財産管理人選任申立及びお祝い又は追善供養に要する費用
- (4) 賃貸借契約解除、建物明け渡し請求訴訟及び建物明け渡し執行の申し立てを行うための費用

3 損害保険契約の保険料は市が負担する。

4 損害保険の契約期間は4月1日から翌年3月31日までとする。

5 保険金の支払対象、上限額その他の補償に係る条件は、損害保険契約の約款にて定める。
(対象)

第4条 保険事業の対象として登録を受けることができる住戸は、次に掲げる要件を全て満たす住戸とする。

- (1) 鹿児島市内に所在する民間賃貸住宅の住戸であること。
- (2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の住戸であること。
- (3) 次条の規定に基づく申請時点で入居者が満60歳以上の単身世帯であること。

2 前項に規定する要件を満たす住戸であっても、次のいずれかに該当するものは登録を受けることができないものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条に掲げる施設及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32に規定する介護サービス事業者の施設
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第8条第2項に規定する事業者等の施設
- (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅
- (5) 前各号に掲げるものに準ずる形態の住戸
(登録の申請)

第5条 登録を希望する住戸の大家等は、登録申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2）
- (2) 当該住戸に係る賃貸借契約書の写し（過去に住戸の登録を受けたことがない大家等に限り。）
- (3) 当該住戸の入居者が満60歳以上の単身世帯であることを確認できる書類
(審査及び通知)

第6条 市長は、前条の申請内容が第4条に掲げる要件（以下「登録要件」という。）を満たしていると認めるときは、申請に係る住戸を登録し、登録通知書（様式第3）により当該大家等へ通知する。

2 市長は、前条の申請内容が登録要件を満たしていないと認めるときは、登録却下通知書（様式第4）により当該大家等へ通知する。

3 市長は、第1項の規定により住戸を登録したときは、当該登録に係る登録申請書を受け付けた日が属する月の翌月15日までに、受託事業者へ被保険者情報連絡票（様式第5）（以下「連絡票」という。）により登録住戸の所在地、被保険者の連絡先その他必要な事項を伝

える。

(登録の変更)

第7条 登録申請書(添付書類を含む。)に記載した内容(以下「登録事項等」という。)に変更があった被保険者は、登録事項等変更届出書(様式第6)により市長に変更があった事項を届け出るものとする。変更後の登録事項等の内容を再度変更したときも、同様とする。

2 市長は、登録事項等変更届出書を受け付けたときは、受け付けた日が属する月の翌月15日までに、受託事業者へ連絡票により変更があった事項を伝える。

(登録の廃止)

第8条 被保険者は、登録住戸が登録要件を満たさなくなったときは、登録要件を満たさなくなった日から30日以内に登録廃止申請書(様式第7)(以下「廃止申請書」という。)を市長に提出するものとする。

2 被保険者は、登録要件を満たしている登録住戸についてその登録の廃止を希望するときは、廃止申請書を提出するものとする。

3 市長は、廃止申請書の提出に基づき登録を廃止したときは、登録廃止通知書(様式第8)により当該大家等へ通知するとともに、廃止申請書を受理した日が属する月の翌月15日までに、受託事業者へ連絡票によりその旨を伝える。

(登録期間の始期及び終了)

第9条 登録住戸として登録する期間(以下「登録期間」という。)の始期は、第5条第1項の規定に基づく登録申請書を市長が受け付けた日とする。

2 登録期間の終期は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 前条第1項の規定による廃止申請書に基づき登録を廃止した場合 登録要件を満たさなくなった日

(2) 前条第2項の規定による廃止申請書に基づき登録を廃止した場合 当該廃止申請書を市長が受け付けた日

(3) 次条の規定により登録を取り消された場合 市長が受託事業者と協議し別に定める日

(4) 前各号以外の場合 登録期間の始期が属する年度の3月31日

(登録の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 登録住戸が登録要件を満たさなくなったとき(第8条第1項の規定による廃止申請書が提出されなかった場合に限る。)

(2) 登録に際し虚偽その他不正な行為があったことが判明したとき

(3) その他市長が必要と認めるとき

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、登録取消通知書(様式第9)により、登録を取り消した大家等に通知するとともに、受託事業者へ連絡票によりその旨を伝える。

(登録の継続)

第11条 市が新たに損害保険契約を締結する場合において、被保険者は、当該損害保険における登録住戸として引き続き登録を希望するときは、現行の損害保険の契約期間（次項において「保険期間」という。）が終了する日の60日前までに継続登録申請書（様式第10）を市長に提出するものとする。ただし、市長が特段の事情があると認める場合は、この限りではない。

2 保険期間が終了する日の6か月前の日以降に第6条第1項の規定による登録を受けた登録住戸の被保険者は、前項の規定に基づく継続登録申請書の提出をしたものとみなす。

3 市長は、第1項の規定に基づき継続登録申請書が提出された場合において、申請内容が適当と認めるときは、登録更新通知書（様式第11）により、被保険者に通知する。

4 市長は、第2項の規定により継続登録申請書が提出したものとみなされた場合において、継続して登録することが適当と認めるときは、登録更新通知書（様式第12）により、被保険者に通知する。

（事故の報告等）

第12条 被保険者は、登録住戸において戸室内死亡事故が発生したときは、事故報告書（様式第13）により、市長へ事故が発生した旨を速やかに報告するものとする。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、事故報告書の写しの送付等により受託事業者へ戸室内死亡事故が発生した旨を速やかに連絡する。

3 受託事業者は、市長から戸室内死亡事故発生連絡を受けたときは、当該戸室内死亡事故が発生した登録住戸の被保険者へ連絡し、保険の給付に関して必要な調査等を行うものとする。

4 被保険者は、受託事業者が前項の規定に基づき実施する調査等に協力するものとする。

5 受託事業者は、保険金の給付状況について市長から報告を求められたときは、これに応じるものとする。

（不当な登録に関する求償）

第13条 市長は、被保険者が、登録要件を満たしていないにもかかわらず満たしているかのように偽り登録を受け、又は登録住戸が登録要件を満たさなくなったことを知りながら第8条第1項の規定による登録廃止申請書を提出せず、市長に不当な保険料の支出を行わせたときは、当該被保険者へ登録要件を満たしていない期間の保険料について求償することができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年5月23日から施行する。

（経過措置）

2 第3条第4項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に締結する損害保険の契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。